

議案第56号

おいらせ町定住促進条例の制定について

おいらせ町定住促進条例を別紙のとおり定める。

平成29年12月7日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

当町への転入世帯に対し、定住促進助成金を交付することにより、当町における定住を促進し、もって人口の減少を抑止するとともに活力に満ちた地域づくりに寄与するため、提案するものである。

おいらせ町定住促進条例

(目的)

第1条 この条例は、おいらせ町（以下「当町」という。）以外に居住していた者が、当町に新築住宅又は中古住宅を取得し、若しくは親等と同居するための住宅を増築又は改修（以下「増築等」という。）することにより転入し定住する場合に、定住促進助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、当町における定住を促進し、もって人口の減少を抑止するとともに活力に満ちた地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 当町の住民として永住の意思をもって住宅に居住し、住所地として住民基本台帳に記録され、かつ、当該住所地を生活の本拠とすることをいう。
- (2) 新築住宅 新たに建築されて3年以内のもので人が住んだことのない居住用建物をいう。
- (3) 中古住宅 建築から3年を超える居住用建物又は既に人が住んだことのある居住用建物をいう。
- (4) 子育て世帯 申請日において、中学生以下の子どもを扶養する世帯又は妊婦がいる世帯をいう。
- (5) 転入世帯 申請日において、当町内に転入して1年未満であり、転入した日の前日まで連続して3年以上当町外に居住していた世帯をいう。
- (6) 親等 転入世帯を代表する者又はその配偶者の直系尊属をいう。
- (7) 基準日 この条例の施行の日をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 転入世帯を代表する者
- (2) 前号に規定する者及びその配偶者又はこれらの直系親族が、新築住宅又は中古住宅の取得若しくは親等と同居するための住宅を増築等することにより町内に定住する世帯
- (3) 地域の活性化の推進に協力する意思を有する者
- (4) 転入世帯の者全員に、転入前に住所を有していた市区町村の市区町村税等の滞納がない世帯

（助成金の種類等）

第4条 助成金の種類、交付要件及び金額は、別表第1に定めるとおりとする。

2 助成金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 助成金の交付回数は、同一世帯に対して1回限りとする。

（助成金の申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、規則で定める方法により、町長に申請しなければならない。

（助成金の返還）

第6条 町長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、町長がやむを得ないと認める場合を除き、既に交付した助成金の全部又は一部について、別表第2に定める金額の返還を命ずるものとする。

- (1) 助成金の対象である住宅を、助成金の交付を受けた日から10年未満で売却し、譲渡し又は貸与したとき。
- (2) 助成金の交付を受けた日から10年未満で転出又は地域加算対象地域以外の地域に転居したとき。
- (3) 助成金の交付を受けた者が提出した書類に偽りその他不正が

あったとき。

- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

(報告及び実地調査)

第7条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の規定により報告等を求められた場合は、速やかにその求めに応じなければならない。

(適用除外)

第8条 町長は、次のいずれかに該当する場合について、助成金を交付しない。

- (1) おいらせ町地域の元気再生定住促進条例（平成25年おいらせ町条例第30号）に規定する助成金の交付を受けた場合
(2) おいらせ町洋光台団地定住促進条例（平成18年おいらせ町条例第173号）に規定する助成金の交付を受けた場合

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第3条に定める助成対象者の要件に該当する者の第5条に規定する助成金の申請、第6条に規定する助成金の返還並びに第7条に規定する報告及び実地調査については、同日後もなおその効力を有する。

(おいらせ町地域の元気再生定住促進条例の一部改正)

3 おいらせ町地域の元気再生定住促進条例（平成25年おいらせ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第9条 町長は、おいらせ町定住促進条例（平成29年おいらせ町条例第 号）に規定する助成金の交付を受けた場合について、助成金を交付しない。

（おいらせ町洋光台団地定住促進条例の一部改正）

4 おいらせ町洋光台団地定住促進条例（平成18年おいらせ町条例第173号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第10条 町長は、おいらせ町定住促進条例（平成29年おいらせ町条例第 号）に規定する助成金の交付を受けた場合について、助成金を交付しない。

別表第1（第4条関係）

助成金の種類		助成金交付要件	助成金額
基本助成金	新築住宅取得助成金	新築住宅を取得し基準日以後にその住宅に居住した場合	土地及び新築住宅の取得費の総額の10%で上限額50万円
	中古住宅取得助成金	中古住宅を取得し基準日以後にその住宅に居住した場合	土地及び中古住宅の取得費の総額の10%で上限額30万円
加算助成	地域加算助成金	基本助成金の対象者のうち、おいらせ町立小中学校の通学区域に関する規則（平成18年おいらせ町教育委員会規則第11号）第2条に規定	新築住宅取得の場合は50万円、中古住宅取得の場合は30万円。 ただし、土地及び住宅取

金		する百石小学校、甲洋小学校又は下田小学校の通学区域（以下「地域加算対象地域」という。）に居住し、夫婦いずれも 50 歳未満の世帯又は子育て世帯（子育て世帯の場合は、地域加算対象地域内の小中学校に通学する場合に限る）	得費の総額から基本助成金を控除した残りの額を上限とする。
	子育て世帯加算助成金	基本助成金の対象者のうち、子育て世帯	中学生以下の子ども及び胎児 1人当たり 10 万円
親等同居 増築等助成金		親等と同居するための住宅を増築等し基準日以後にその住宅に居住した場合 対象経費は、次のいずれかに該当する経費 (1) 台所、トイレ、浴室、洗面台等の水回りの増築又は改修工事 (2) 内装の改修工事 (3) 屋根、外壁、基礎等の増築又は改修工事	増築等に要した経費の 10%で上限額 20 万円

別表第 2（第 6 条関係）

助成後の年数	交付額の返還を命ずる金額
3 年以内	交付額の 100 分の 100
3 年超 5 年以内	〃 100 分の 70
5 年超 7 年以内	〃 100 分の 40
7 年超 10 年未満	〃 100 分の 20